

4600008

名古屋市中区栄2-9-26ボーラ
ビル8F愛知労働基準協会内

愛労発基 0514 第 3 号
令和 2 年 5 月 14 日

公益社団法人愛知労働基準協会 労働
衛生部会

御中

53378

愛知労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第148号）等が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

これにより、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が新たに特定化学物質（第2類物質）に加えられ、これらに係る作業等について特定化学物質作業主任者の選任が必要となる他、金属アーク溶接等作業に係る業務について、じん肺健康診断とは別に雇入れ、配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施が必要となり、同作業を継続して行う屋内作業場において、新規作業方法の採用時又は作業方法の変更時に、空气中の溶接ヒューム濃度の測定等が必要となる等、所要の改正が行われております。

つきましては、別添のとおり、本省施行通達（令和2年4月22日付け基発0422第4号、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」）を送付しますので、業務の参考としていただきますとともに、関係者への周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。